

第4章 本市の発達支援における理念と機能

第1節 本市が目指す発達支援システム

すべての子どもが地域で安心してすごしていけるように、あらゆる機関との連携とコーディネートの力を強化し、途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指します。

1. 基本理念

発達に支援や配慮を必要とする子どもたちが健やかに育つ社会は、すべての子どもが健やかに安心して育つ社会です。

このような社会を実現するため、保育園・幼稚園・子育てひろば・学童保育所など、地域の中にある子育て支援に関する機関をはじめ、医療機関・児童発達支援や放課後等デイサービス等を行う事業者・子ども家庭支援センターなど、発達支援に関する専門機関まで、あらゆる機関との連携を進めます。

さらに、発達支援に関わる機関におけるコーディネートの力を高め、子どもの特性や成長に合わせた途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援体制の構築を目指します。

2. 発達支援のための8つの機能

すべての子どもたちが地域で安心して暮らしていくことができる発達支援システムを構築するためには、本計画に示す取組項目を実施し、以下の8つの機能が十分にその役割を果たすことが必要です。引き続き、既存の機関や施設等の機能を充実または連携して取り組んでいきます。

発達支援のための8つの機能

- 1 相談機能
- 2 成長・療育機能
- 3 情報共有機能
- 4 家庭支援機能
- 5 現場職員支援機能
- 6 健診・診察機能
- 7 コーディネート機能
- 8 理解啓発機能

立川市の発達支援 求められる8つの機能

●相談

- ◆ 健康推進課での成長相談、心理相談
- ◆ 5歳児相談
- ◆ 子ども未来センターでの発達相談
- ◆ 子ども総合相談窓口
- ◆ 子育てひろば・保育園・幼稚園での相談
- ◆ 教育支援課での就学相談
- ◆ 教育相談



●成長・療育

- ◆ 発達支援親子グループ
- ◆ ドリーム学園での療育
- ◆ 民間療育機関での療育
- ◆ 医療機関での心理相談や個別療育
- ◆ 保育園・幼稚園での関わり

●情報共有

- ◆ 保護者自身が伝える
- ◆ 子どもと関わる大人が伝える
- ◆ 保護者から相談を受けた人が伝える
- ◆ 巡回相談担当者が伝える
- ◆ 母子健康手帳
- ◆ サポートファイル
- ◆ 就学支援ファイル
- ◆ 就学支援シート
- ◆ 保育所児童保育要録



●健診・診察

- ◆ 3~4ヶ月児健診
- ◆ 1歳6ヶ月児健診
- ◆ 3歳児健診
- ◆ 市内小児科医による診察及び心理相談
- ◆ 専門医療機関での診察



●コーディネート機能

- ◆ 必要な情報を提供し、調整する
- ◆ 見通しをつける
- ◆ 顔と顔をつなぎ合わせる
- ◆ 児童発達支援センターの設置



●家庭支援

- ◆ 発達支援に関する講座
- ◆ おしゃべりの場
- ◆ 親子の愛着形成の支援
- ◆ 養育力向上支援
- ◆ インターネットによる情報提供
- ◆ 家庭訪問
- ◆ 子育て世代包括支援センターとの連携



●現場職員支援

- ◆ 巡回相談
- ◆ 加配職員の配置
- ◆ 職員研修
- ◆ 保育コーディネーター連絡会
- ◆ 保育園発達支援研修会
- ◆ 専門医療機関による技術支援



●理解啓発

- ◆ 地域市民や保護者を対象
- ◆ 子ども達を対象
- ◆ 関わる支援者を対象

本市が目指す発達支援システム

すべての子どもが地域で安心してすごしていけるように、あらゆる機関との連携とコーディネートの力を強化し、途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指します

求められる8つの機能

機能	取り組み項目
<p>1 相談機能 相談機能には、専門機関での相談や地域での身近な子育てに関する相談があります。それらの相談が効果的につながり、子どもや保護者が必要とする相談が継続していくようになる役割があります。市では、子ども未来センターや健康会館等で相談を行っています。</p>	<p>1 乳幼児健診後の心理相談 2 子育てひろばでの相談 3 5歳児相談 4 子ども未来センターでの発達相談 5 就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携 6 教育相談 7 医療機関へのつなぎ 8 心理相談と発達検査及び個別療育枠の確保 9 将来の見通しが持てる情報提供 10 子育て世代包括支援センターの子育て相談との連携 11 児童発達支援センターの設置 12 子ども未来センターの発達相談と乳幼児健診後の心理相談の連携</p>
<p>2 成長・療育機能 成長・療育機能には、すべての子どもの成長に応じた支援をしたり、専門性の高い療育を行ったりする役割があります。保育園や幼稚園での障害児受け入れのほか、ドリーム学園での児童発達支援事業や発達支援親子グループなどを行っています。</p>	<p>8 心理相談と発達検査及び個別療育枠の確保 9 将来の見通しが持てる情報提供 11 児童発達支援センターの設置 13 発達支援親子グループ事業 14 ドリーム学園における事業の検討 15 ドリーム学園の専門職体制の整備 16 ドリーム学園退園児が通う保育園や幼稚園に対する支援 17 重度心身障害児への対応 18 乳幼児への療育の提供 19 保育園及び幼稚園への障害児の受入 20 小・中学生の居場所の確保 21 子どもと保護者の愛着形成のための支援 22 ペアレントプログラムの実施</p>
<p>3 情報共有機能 情報共有機能には、必要な情報をわかりやすく伝えるために、保護者と各関係機関での情報共有と関係機関同士での情報共有を円滑に行う役割があります。市では、母子健康手帳や就学支援シート、サポートファイル等の活用を促進しています。</p>	<p>1 乳幼児健診後の心理相談 5 就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携 7 医療機関へのつなぎ 10 子育て世代包括支援センターの子育て相談との連携 11 児童発達支援センターの設置 23 母子健康手帳の活用 24 問診票の見直し 25 地区担当保健師と子ども家庭支援センターとの連携 26 保育園での課題や問題の共有、情報の発信 27 保育所児童保育要録による情報提供 28 就学支援シートによる情報提供 29 子ども未来センター内での連携 30 サポートファイルの周知と利用促進 31 民間療育機関等の連携と情報共有への支援 32 就学支援シートを活用した連携 33 児童館や学童保育所と就学前に関わっていた機関との情報共有の仕組みの検討 34 児童館や学童保育所と小・中学校との情報共有 35 医療機関などの関係機関との連携 36 専門医療機関との情報共有及び連携 37 子どもに関わる機関の役割や立場の相互理解 38 要保護児童対策地域協議会を活用した情報共有</p>

4 家庭支援機能

家庭支援機能には、発達に支援や配慮の必要な子どもを育てている保護者や家庭を対象に、子育てや発達に関する知識や技術を伝えいくとともに気持ちを支えるための支援をする役割があります。市では、子育てひろばや発達支援に関する講座、おしゃべりの場などを行っています。

1	乳幼児健診後の心理相談
2	子育てひろばでの相談
5	就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携
6	教育相談
9	将来の見通しが持てる情報提供
10	子育て世代包括支援センターの子育て相談との連携
11	児童発達支援センターの設置
19	保育園及び幼稚園への障害児の受入
20	小・中学生的居場所の確保
21	子どもと保護者の愛着形成のための支援
22	ペアレントプログラムの実施
23	母子健康手帳の活用
25	地区担当保健師と子ども家庭支援センターとの連携
30	サポートファイルの周知と利用促進
35	医療機関などの関係機関との連携
38	要保護児童対策地域協議会を活用した情報共有
39	子育てひろばにおける保護者の養育力向上のための支援
40	インターネットによる情報提供
41	保護者が安心できる場としての子育てひろばの提供
42	「おしゃべりの場」などの交流の場
43	発達支援に関する講座
44	発達支援団体との連携

5 現場職員支援機能

現場職員支援機能には、子どもと関わる施設等の職員の技術向上や情報共有などを支援する役割があります。市では、巡回保育相談や現場職員の研修を行っています。

11	児童発達支援センターの設置
16	ドリーム学園退園児が通う保育園や幼稚園に対する支援
26	保育園での課題や問題の共有、情報の発信
31	民間療育機関等の連携と情報共有への支援
45	子育てひろば職員研修
46	子育てひろばへの巡回支援
47	保育士・幼稚園教諭研修
48	学童保育所・児童館職員の障害児研修
49	スキルアップのための研修用資料の作成
50	子育てひろば等における地域支援
51	巡回保育相談
52	連携保育施設への技術支援
53	学童保育所や児童館への巡回相談
54	子育て支援機関等への支援
55	児童養護施設への支援
56	障害児相談支援事業者への支援
57	保育園発達支援研修会
58	発達支援の必要な子どもへの保育園・幼稚園での療育的取組
59	障害児対応職員の加配（認可保育園）
60	障害児対応職員の加配（幼稚園）
61	障害児対応職員の加配の判断
62	保育コ-ディネ-タ-

6 健診・診察機能

健診・診察機能には、保護者が子どもの特性などについて、理解認識していく機会となる役割があります。市では、乳幼児健診を行っています。

8	心理相談と発達検査及び個別療育枠の確保
12	子ども未来センターの発達相談と乳幼児健診後の心理相談の連携
24	問診票の見直し
63	子どもの成長発達に関するアセスメント力の向上
64	診察枠の確保
65	専門医療機関と市内小児科医療機関との連携
66	就学後にもつながる発達支援

7 コーディネート機能

コーディネート機能には、支援者が子どもや保護者のニーズを受け止め、必要な相談機関や制度などを伝えて適切な支援につなげていくほか、様々な福祉サービスを調整していく役割があります。市では、職員のコーディネート力や組織力向上のために研修等を行っています。

1	乳幼児健診後の心理相談
4	子ども未来センターでの発達相談
5	就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携
7	医療機関へのつなぎ
10	子育て世代包括支援センターの子育て相談との連携
11	児童発達支援センターの設置
26	保育園での課題や問題の共有、情報の発信
30	サポートファイルの周知と利用促進
46	子育てひろばへの巡回支援
62	保育コーディネーター
67	発達支援に関するコーディネート力の向上
68	つながりやすいコ-ディネ-ト

8 理解啓発機能

理解啓発機能には、地域の誰もが発達に支援や配慮が必要な子どもの特性や保護者の気持ちを理解し、共に考え、共生社会を目指す役割があります。市では、発達支援団体と協働して理解啓発のための事業等に取り組んでいます。

11	児童発達支援センターの設置
19	保育園及び幼稚園への障害児の受入
20	小・中学生的居場所の確保
21	子どもと保護者の愛着形成のための支援
40	インターネットによる情報提供
43	発達支援に関する講座
44	発達支援団体との連携